

平成27年度

豊中市民間保育所設置・運営者募集要項

【国家戦略特別区域法を活用した都市公園における保育施設の整備】

ふれあい緑地（3-2街区）Ver.

豊中市こども未来部こども政策課

平成27年度（2015年度）3月



目 次

1. 募集の趣旨	P 2
2. 豊中市の状況	P 2
(1) 0～5歳児童人口・総人口の推移（各年4月1日現在）	
(2) 各中学校区別0～5歳人口の推移（各年4月1日住民基本台帳）	
(3) 中学校区別の待機児童数（平成27年4月1日現在）	
(4) 豊中市 保育所・幼稚園・整備予定地等マップ（平成28年3月18日現在）	
3. 応募の資格	P 6
4. 募集地域（整備地の概要）	P 7
5. 土地の占用等について	P 8
(1) 基本条件	
(2) 公園敷地の占用について（条件等）	
(3) その他条件等	
6. 事業概要等	P 10
(1) 実施事業	
(2) 設備・運営	
(3) 地域住民等への説明	
(4) 市関係部局との調整	
7. 保育所整備に係る補助金等	P 12
8. 審査・選定	P 12
(1) 整備・運営事業者の選定	
(2) 選定後の手続き	
(3) 設置・運営者の取り消し	
(4) 審査項目	
9. 事業者選定から保育所開設までの主なスケジュール	P 15
10. 応募手続き	P 15
(1) 募集要項の配布	
(2) 公募に関する質問の受付・回答	
(3) 応募書類の提出について	
11. 提出書類一覧	P 16

1. 募集の趣旨

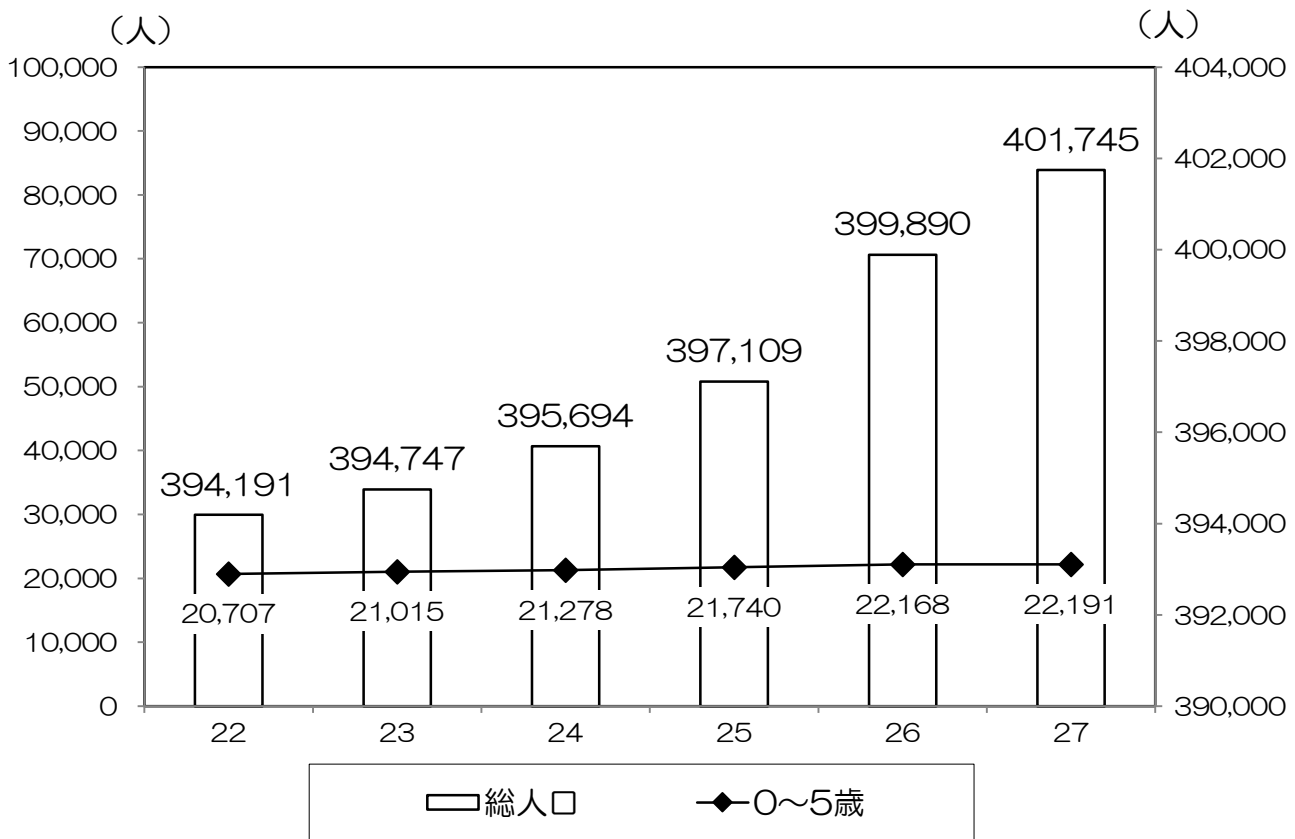
本市では平成25年4月に制定した「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき策定した「こどもすこやか育みプラン・とよなか」（豊中市子育て・子育て支援行動計画）に則し、子育て・子育て施策の充実に努めているところです。

また、昨年4月より「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、同プランに幼児期の学校教育や保育・地域の子育て支援の量の確保などを進めていく市町村子ども・子育て支援事業計画を盛り込み保育所整備を進めるものとしています。

この度、国家戦略特別区域法が改正されたことから、都市公園内における保育所などの社会福祉施設の設置が可能となりました。本市ではこの国家戦略特別区域制度を活用し、本市と協働で豊中の未来のこどもたちのために、保育所保育指針や豊中市人権保育基本方針を基本に運営していただける事業者を募集いたします。

2. 豊中市の状況

(1) 0～5歳児童人口・総人口の推移（各年4月1日現在）



(2) 各中学校区別0～5歳人口の推移（各年4月1日住民基本台帳）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
第一	1,462	1,441	1,422	1,435	1,443	1,474	1,483
第二	1,099	1,067	1,052	1,082	1,115	1,075	1,086
第三	1,652	1,709	1,793	1,722	1,721	1,720	1,701
第四	1,333	1,327	1,391	1,446	1,533	1,598	1,653
第五	1,008	1,007	977	971	982	1,003	990
第六	618	639	660	652	650	613	618
第七	704	690	684	637	631	649	627
第八	612	624	621	685	763	844	898
第九	1,946	1,991	2,001	2,019	2,058	2,203	2,393
第十	530	528	489	500	477	478	471
第十一	1,968	1,942	1,956	1,997	2,075	2,102	2,129
第十二	992	970	938	925	931	929	916
第十三	1,212	1,227	1,291	1,312	1,322	1,410	1,379
第十四	1,049	993	1,003	986	965	950	918
第十五	1,135	1,218	1,385	1,500	1,606	1,694	1,616
第十六	1,097	1,095	1,118	1,165	1,265	1,306	1,260
第十七	1,586	1,603	1,579	1,582	1,556	1,518	1,475
第十八	670	636	655	662	647	602	578
計	20,673	20,707	21,015	21,278	21,740	22,168	22,191
外登	186	166	163	173			
総計	20,859	20,873	21,178	21,451	21,740	22,168	22,191

※平成25年度以降、外国人登録は内数に含む

H22-H21	H23-H22	H24-H23	H25-H24	H26-H25	H27-H26	H27-H21	
-21	-19	13	8	31	9	21	第一
-32	-15	30	33	-40	11	-13	第二
57	84	-71	-1	-1	-19	49	第三
-6	64	55	87	65	55	320	第四
-1	-30	-6	11	21	-13	-18	第五
21	21	-8	-2	-37	5	0	第六
-14	-6	-47	-6	18	-22	-77	第七
12	-3	64	78	81	54	286	第八
45	10	18	39	145	190	447	第九
-2	-39	11	-23	1	-7	-59	第十
-26	14	41	78	27	27	161	第十一
-22	-32	-13	6	-2	-13	-76	第十二
15	64	21	10	88	-31	167	第十三
-56	10	-17	-21	-15	-32	-131	第十四
83	167	115	106	88	-78	481	第十五
-2	23	47	100	41	-46	163	第十六
17	-24	3	-26	-38	-43	-111	第十七
-34	19	7	-15	-45	-24	-92	第十八
34	308	263	462	428	23	1,518	計
-20	-3	10					外登
14	305	273	462	428	23	1,518	総計

※網掛けは、50人以上増加の校区

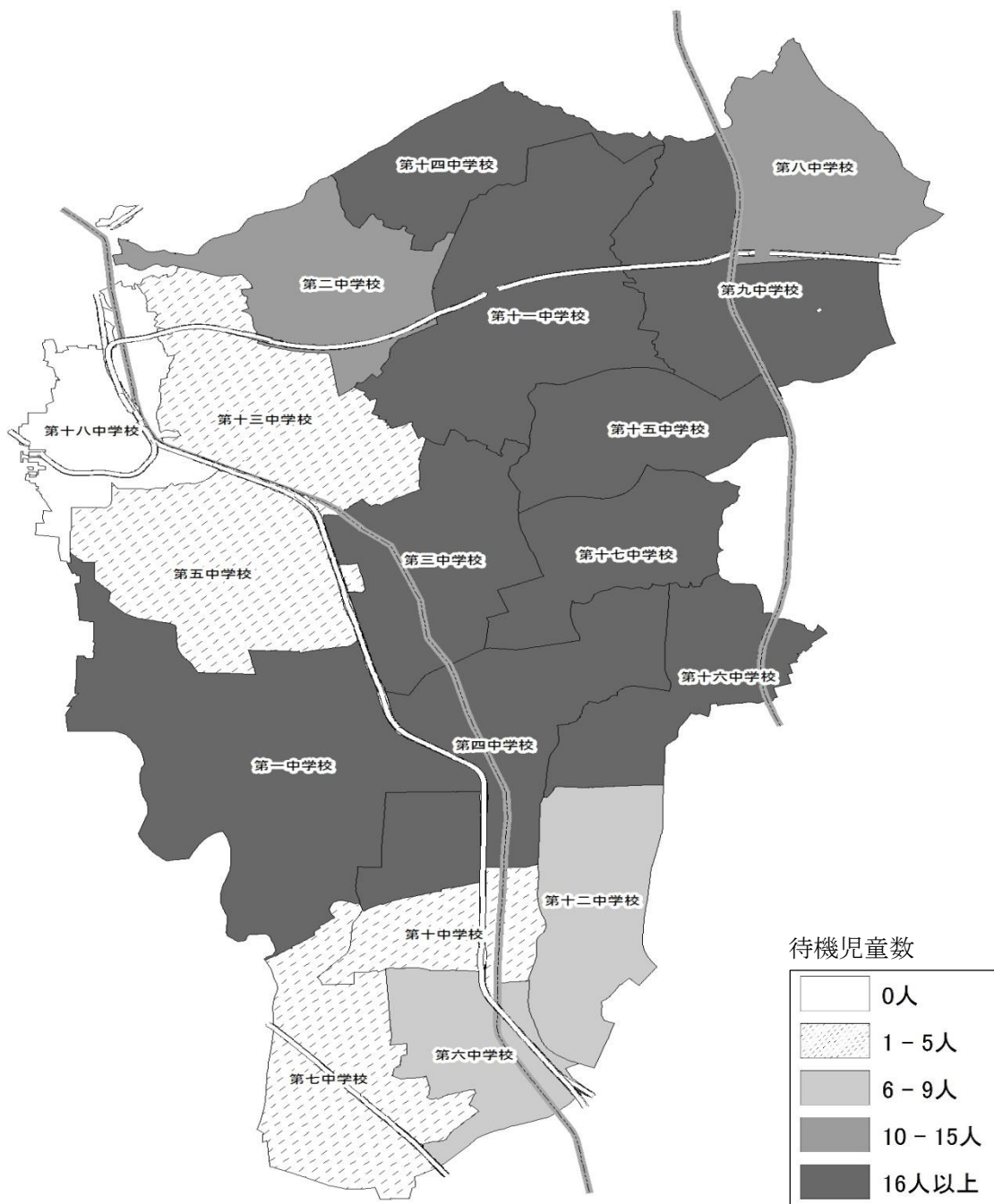
(3) 中学校区別の待機児童数（平成27年4月1日現在）

※待機児童調査（新基準）

単位：人

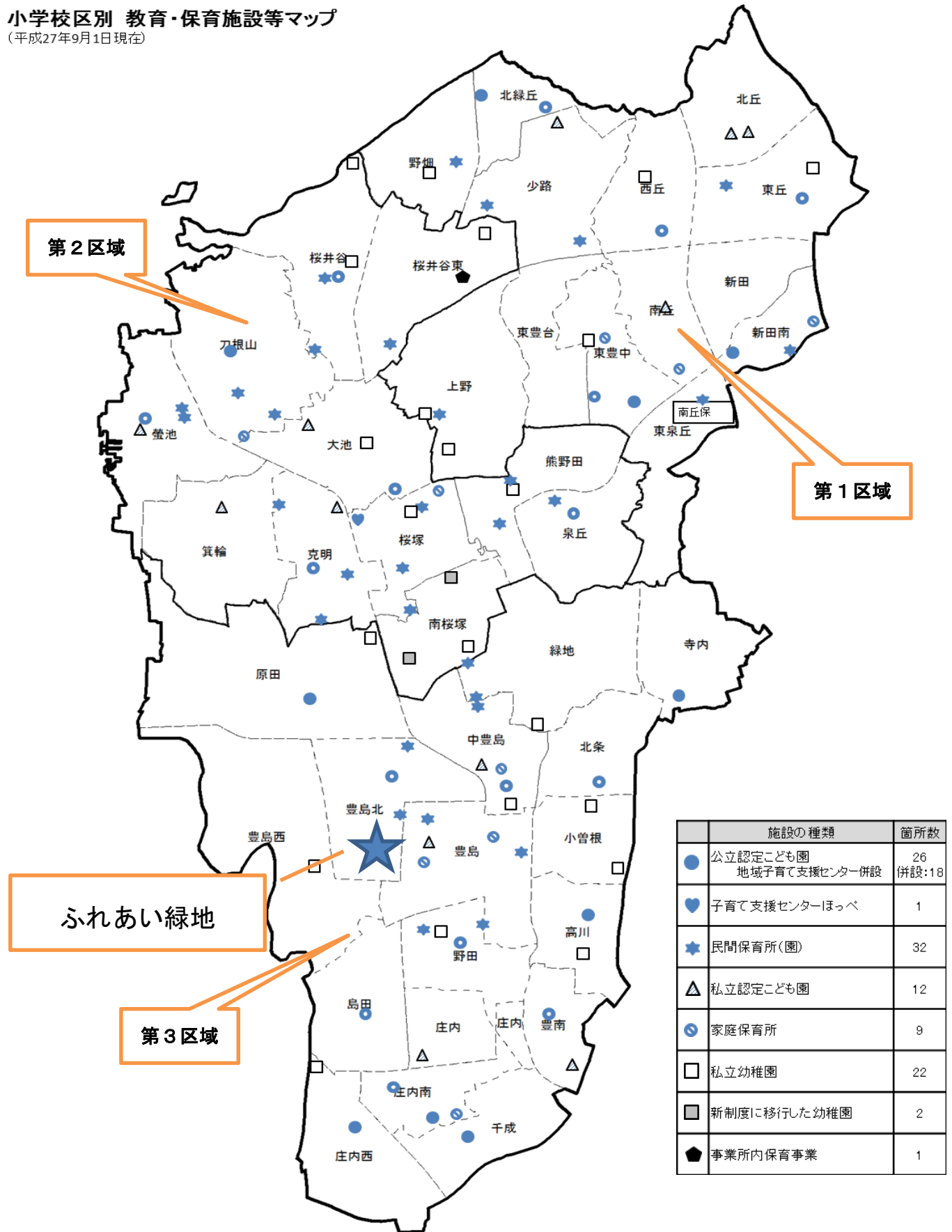
中学校区	人数	中学校区	人数	中学校区	人数
第一	16	第七	4	第十三	4
第二	11	第八	11	第十四	19
第三	16	第九	28	第十五	23
第四	24	第十	5	第十六	22
第五	3	第十一	17	第十七	34
第六	7	第十二	9	第十八	0

合計
253人



(4) 豊中市 保育所等整備予定マップ (平成28年3月18日現在)

小学校区別 教育・保育施設等マップ
(平成27年9月1日現在)



3. 応募の資格

(1) 応募の資格 ※ については、選定後に確認が必要な項目となります。

ア 社会福祉法人・学校法人・宗教法人・株式会社・NPO法人等（以下「事業者」という。）であること。

◆新設法人の応募は不可とします。

イ 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること。

ウ 関係法令を遵守し、事業者自らが民間保育所を設置・運営すること。

エ 保育所設置に当たっては豊中市の認可を得ること。（豊中市保育所設置認可等要綱の条件を満たすこと）

《社会福祉法人又は学校法人以外の者に対する条件》

◆保育所を経営するために必要な経済的基礎がある。

①保育所の年間事業費の1/12に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有している。

②直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

◆設置する保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有している。

◆①及び②のいずれかに該当するか、又は③に該当する

①実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

②社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見の述べる委員会）を設置すること。

③経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

◆児童福祉法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

オ 応募日現在において、保育所・認可外保育施設・認定こども園・幼稚園を3年以上運営していること。かつ、過去3年の所轄庁の指導監査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。

カ 保育内容については、国の保育所保育指針（平成20年3月28日 厚生労働省告示第141号）を基本とすること。

キ 市の掲げる保育理念を十分に理解し、市の保育行政について積極的に協力できる事業者であること。

ク 事業者またはその代表者が次の事項に該当しないこと。

◆公租公課を滞納している者

◆地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

◆児童福祉法第59条第5項に基づく事業の停止等を命じられたことがある者、同条第1項に基づく報告に対し虚偽の報告等を行ったことがある者

◆労働関連法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けている団体

◆会社更生法および民事再生法等により更生または再生手続きを開始している団体

◆暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成25年度豊中市条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当し、又はその役員等が暴力団員（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当する団体

4. 募集地域（整備地の概要）

《整備地詳細》

- ア 所在・地番 服部西町5丁目（第3区域）
- イ 用途地域等 準工業地域 都市計画緑地内 建ぺい率 60% 容積率 200%
- ウ 接道条件 南側市道「服部西町第3号線」（整備予定地からの専用通路が必要となります。）
- エ 占用予定面積 保育所敷地 約500㎡ 通路 別途協議による
- オ 定員構成
- ・0歳から5歳の60人以上で構成すること。
 - ・年齢区分が上がるごとに定員差を設ける。（3歳児以上の定員は同数でも可）
 - ・2歳児と3歳児の定員の差を3人以上設ける。
 - ・最終的な定員構成については、市の指示に従うこと。
- カ 開園予定 平成29年4月から10月
- キ その他
- ・航路直下の土地であるため、防音等に配慮された建物（保育園）を整備すること。
 - ・公園内での保育所になるため、保育所敷地を塀や柵で囲むこと。
 - ・敷地内に駐輪スペースを設けること。

《位置図》



《予定地図》



※イメージとなるため、実測と異なる場合がありますのでご注意ください。

※実測については、本市が選定後に測量等を行い決定します。

5. 土地の占用等について

土地の占用については、**国家戦略特別区域法第20条の2の規定に基づく、都市公園の占用許可によって行います。**

(1) 基本条件

- ア 建物の外観は公園の景観と調和するものとし、事業期間を通じて美観を保つこと。
- イ 構造が倒壊、落下等防止する措置を講じる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものであること。
- ウ 工事の施工方法について、本市の公園管理者の承認を得ること。また、本市が改善の必要があると認めた場合は、その指示に従うこと。
- エ 工事に際しては、事業者の責任で近隣住民等への説明を実施すること。
- オ 工事に際しては、公園利用者への安全対策を講じること。
- カ 工事車両の搬入ルートについては、本市の公園管理者の指示に従い、搬入に必要な歩道の切り下げは事業者の負担で行い、本市へ引き継ぐこと。
- キ 電気水道等の設備の引込みについては、事業者が各企業者と調整の上、事業者の負担で整備すること。
- ク 電気水道等の設備の引込みについては、地下埋設するとともに原則、土被り1.5m以上とすること。
- ケ 地下埋設物や地中障害物が発見された場合においても、その取扱い及び調査・撤去等を事業者の費用負担にて行うこと。
- コ 工事にあたり支障となる樹木の剪定、一時的移植は認めるが、伐採は行わないこと。なお、樹木を剪

定、一時移植する場合には事前に担当部局と調整すること。

- サ 保育所敷地から公園入口までは、建築基準法上の接道条件を満たす必要があることから、そのための敷地（通路）を保育所敷地とは別に設定し、別途その占用手続きが必要となります。なお、その位置などの内容については、事業者決定後の協議とします。
- シ 事業者が建築した建物について、自己名義のみで所有権の登記をすることを妨げないが、第三者に転売・譲渡等名目の如何に関わらず、担保権を設定することはできません。
- ス 事業者は、都市公園法及び豊中市都市公園条例等の関係法令を遵守するとともに、担当部局からの公園管理等に係る指導、指示に従うこと。
- セ 占用許可区域外を一般利用することは可能ですが、園庭として利用することはできません。
- ソ 建物の構造計画については、公園占用期間に配慮された構造とすること。（下表参照）
- タ 応募に関して要した費用は、すべて応募者（事業者）の負担となります。

【建物の構造の計画にあたって留意すべき事項】

民間保育所整備費補助金を活用する場合、以下のとおり補助金の一部返還（財産処分）をしていただく場合があります。

- ◆公園占用許可期間満了時に耐用年数が経過していない場合
- ◆施設整備補助を活用した建物の耐用年数以前に保育所を廃止または建物を除去した場合

《参考：保育所等の耐用年数（厚生労働省告示第384号）》

構 造		耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		47年
れんが造・石造又はブロック造		38年
金属造のもの (鉄骨造)	骨格材の肉厚が4mm超	34年
	骨格材の肉厚が3mm超4mm以下	27年
	骨格材の肉厚が3mm以下	19年
木 造		22年

(2) 公園敷地の占用について（条件等）

ア 保育所敷地

占用期間及び占用料については、今後、条例改正等の手続きが必要となりますので、現時点でのものとなり、今後変更される場合があります。

- ◆保育園敷地の占用期間は、10年以内とし、更新に関しては原則2回までとしますが、詳細については選定後、別途協議させていただきます。なお、国家戦略特別区域法に規定する区域計画の認定後に豊中市都市公園条例を改正し、占用期間を設定するため、変更される可能性があります。
- ◆保育所敷地の占用料については、300円/㎡・月とする予定ですが、国家戦略特別区域法に規定する区域計画の認定後に豊中市都市公園条例を改正し、占用料を設定するため、変更される可能性があります。

《参考》 敷地面積500㎡の場合（年額） 1,800,000円

300円/㎡・月×12月×500㎡=1,800,000円

- ◆保育所敷地の占用料の納付方法については、当該年度分の占用料を本市が発行する納付書により、占用許可した日から起算して30日以内に支払うこととします。

イ 通路

- ◆通路の占用期間は、保育所敷地の占用期間と同様とします。
- ◆通路の占用料は、一般利用を妨げないものとするため、全額免除を予定していますが、通路の形態などその整備条件によって有料となる可能性があります。

ウ インフラ

- ◆公園敷地内に埋設される電気、水道、下水道、ガス、電話等の施設（インフラ）の設置については、豊中市都市公園条例第9条に基づき占用料が必要となります。
- ◆インフラの占用期間は、豊中市都市公園条例施行規則第13条に基づきます。
- ◆保育園敷地境界までの電気、水道等のインフラの整備に係る費用については、市で補助する予定です。

エ 工事期間中の作業ヤード

- ◆保育所敷地及びインフラ整備については、その作業ヤードに対する占用許可が別途必要となります。
- ◆作業ヤードの占用料については、1, 100円/m²・月となります。

(3) その他条件等

- ア 占用許可を受けた公園は、認可保育所運営以外の目的に使用することはできないものとする。なお、市の許可なく目的外に利用した場合、または第三者に占用させた場合は、当該地を占用許可申請時点まで原状復帰の上、返還していただきます。
- イ 建物や設備の改修など占用許可内容の変更が必要となる場合は、事前に本市の公園管理者と協議するとともに、本市の公園管理者の指示に従うこと。
- ウ 運営開始後の施設、設備等の維持管理に係る費用は、事業者が負担することとします。
- エ 夜間閉鎖型の公園となっているため、その開閉作業について事業者に行っていただくこともあります。詳細については、事業者決定後の調整とします。
- オ 占用許可期間満了時または、事業者側の理由により占用許可が取り消されたときは、計画地を自らの費用にて、占用許可申請時点まで原状復帰するものとする。
- カ 豊中市都市公園条例等の改正により、占用料など占用許可条件が変更となる場合があります。
- キ 本事業終了後は占用許可時点まで原状復帰するものとし、その際は、関係法令を遵守し市や関係部局の指示に従うこと。また、その際に係る費用は事業者が負担することとします。
- ク 事業者が自ら占用を廃止する場合は、廃止を行う日の1年前までに本市の公園管理者に書面で申し出ること。また、その場合の占用料の還付については、豊中市都市公園条例第23条の規定によるものとする。
- ケ 公園でのイベント等の事業や維持管理事業について、積極的に協力すること。
- コ その他の事項については、市との協議により決定します。

6. 事業概要等

(1) 実施事業

- ア 通常保育（日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から土曜日まで）
 - ◆午前7時00分から午後6時00分まで
- イ 延長保育を実施すること。
- ウ 一時預かり保育・障害児保育を実施すること。
- エ 0歳児は、生後57日目からの産休明け保育を実施すること。
- オ 応募にあたっては追加の事業（休日保育ほか）を提案することも可とする。ただし、提案された事業の実施を約束するものではなく、実施事業の決定にあたっては、市との協議を経ることが必要となる。

カ 小規模保育事業所から連携施設として求められた場合は、連携施設として受け入れること。

キ 連携する条件等については、事業者間で調整すること。

ク 公園利用者（乳幼児）がトイレ・授乳室を利用できるための「赤ちゃんの駅」を実施すること。

※豊中市では、乳幼児連れの保護者のみなさんが安心して外出できるように、授乳やおむつ交換が可能なスペース、乳幼児のあそび場を提供できる施設を「赤ちゃんの駅」として開放しています。各施設で利用できるスペースは、「哺乳瓶（授乳スペース）」「おむつ（おむつ交換）」「つみき（あそび場）」の3種類があります。（市ホームページ参照）

（2）設備・運営

ア 「建築基準法」、「豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「豊中市保育所設置認可等要綱」等の関係法令の定めるところに従うこと。

区分	面積要件
0・1歳児保育室	1人につき3.3㎡以上
2歳児以上保育室	1人につき1.98㎡以上

◆調理室及び便所の設置については、衛生面、安全面に十分に配慮すること。（豊中市保健所に確認すること。）

◆屋外遊戯場として同公園を設定した場合においても、占用部分ではないため、運動会等で占用することはできません。

イ 占用許可区域内に保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車駐輪場所、ベビーカー置き場を設けること。

ウ 公園内には、緊急車両以外の車両の乗り入れは認めない。

エ 公園内は、自転車及びバイクに乗ったままの移動を禁止とする。

オ 送迎者の路上駐車などの保育事業に起因する苦情があった場合には、事業者の責任で解決し、その内容について、本市へ報告すること。

カ 本市が保育事業に起因する苦情などが解決されていないと判断した場合、保安員などの設置を義務付ける場合があります。

キ 乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流と繋がり場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図ることを目的とした「地域交流事業」を実施するとともに、そのためのスペースを確保すること。

ク 保育事業に係る公園の駐車場の利用は認めない。なお、事業者が駐車場を必要とする場合は、事業者の責任で別途確保すること。

（3）地域住民等への説明

公募開始前は、本市において近隣住民（関係団体）へ説明等を実施したが、選定後から工事開始前の間、事業者として施設を利用する保護者はもとより地域との信頼関係を築けるよう、分かりやすく地域住民の方々へ説明すること。

《公募実施前に出た主な意見》

◆公園利用者に配慮された保育所整備、施設運営であること。

ア 選定後（基本設計立案時）

◆認可保育所整備・運営にあたって近隣住民説明会等を実施し、その後、基本設計内容に住民の要望等の反映ができるように進めること。

イ 基本設計立案時

- ◆地域住民等の方々に整備計画や運営等について説明すること。

ウ 工事開始前（工事計画確定後）

- ◆工事計画が確定し次第、工事のスケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明すること。

エ 説明事項等について選定後・基本設計立案時・工事開始前において近隣の住民等へ十分な説明を行うこと。

- ◆建物の位置と高さ
- ◆出入口の位置
- ◆換気扇の位置と向き
- ◆窓等の位置と大きさ（高さ）
- ◆植栽樹木等の管理
- ◆防音対策
- ◆保護者や園児の安全な動線の確保と交通安全対策
- ◆工事車両の搬出入経路
- ◆工事騒音や振動
- ◆近隣の住民より要望のある事項
- ◆その他

オ 近隣住民説明会等を実施する際は、必ず市へ書面で報告（実施前・実施後）すること。

（４）市関係部局との調整

ア「豊中市土地利用の調整に関する条例」の手続き等については、本市都市計画推進部開発審査課及び都市公園利用に伴う「豊中市都市公園条例」の手続き等については、環境部公園みどり推進課と協議を行うこととなります。

イ 建築基準法による保育所用途として、設計（案）を作成する際は予め本市都市計画推進部建築審査課及び管轄の消防署等に相談し、その指導に従うこと。

ウ 調理室、調乳室等の構造設備については、図面作成時に予め本市保健所に相談しその指導に従うこと。

エ 上記条例等に関する全ての質問につきましては、本公募で指定する質問方法で受付します。（P 16 参照）

7. 保育所整備に係る補助金等 ※補助金等の詳細については、下記のとおりです。

補助対象工事種別	根拠要綱	補助率	対象事業者
建物新築工事	民間保育所整備費補助要綱	基準額の4分の3	社会福祉法人等
インフラ整備	（案）都市公園における保育所等整備に伴う設備等整備費補助要綱	全額	全事業者

8. 審査・選定

（１）整備・運営事業者の選定

本募集要項に基づく整備・運營業者の決定については、市が設置する選考委員会の審査に基づき、豊中市長が行います。

《書類審査》

- ◆状況により、審査項目を追加する場合があります。

《ヒアリング審査》

- ◆ヒアリング審査については、応募事業者の代表者又は、事業責任者、施設長予定者（必須）を含む3名までの出席とします。

- ◆ヒアリング審査の日程及び詳細につきましては、改めてご連絡させていただきます。

《その他》

- ◆本募集要項により応募及び協議については、開設予定の事業者が直接行うこととします。

- ◆選定結果は、書面にて通知するとともに、ホームページでも公開します。

(2) 選定後の手続き

選定を経て決定した法人については、改めて保育所認可申請等を行っていただきます。ただし、本選定で認可予定事業者となることをもって、保育所認可を確約するものではありません。

(3) 設置・運営者決定の取り消し

ア 保育需要や待機児童の状況等から、決定を取り消すことがあります。

イ 応募申込期間内に提出書類の全部が提出されなかった場合、失格とします。(本市による指示以外で応募締切り後の書類の追加提出や差し替えはできません。)

ウ 設置・運営者の資金計画において、国及び市等の建設経費の助成を見込んでいる場合、設置・運営者の責によらない事由により建設経費の助成が受けられないときは、設置・運営者からの申し出により、決定を取り消すことがあります。

エ 保育所の設置・運営が困難と市が判断した場合は、決定を取り消すことがあります。

オ 下記の行為を行った場合、設置・運営者を失格とします。また、選定結果通知後に下記の行為を行った場合は、決定された場合であっても、結果を取り消し、設置・運営者を失格とします。

- ◆選定の前後に、設置・運営者が「保育所設置・運営者選定委員」に直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合、そのほか市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合。
- ◆応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合。
- ◆応募書類の提出後、下記の事項が確認された場合。
 - ①重要事項(整備場所、施設構造、施設規模、定員、階数、資金贈与者等)を本市の承諾なく変更した場合。(重要事項に該当しない変更についても随時事前に協議が必要です。)
 - ②預金残高が必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合。
- ◆応募後の市からの指示事項に正当な理由なく従わない場合。
- ◆本整備については、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)に規定する特定事業として公園内に整備するものであり、事業者の決定後、特区法その他関係法令の規定に基づく手続きが必要となります。そのため、国家戦略特別区域法に規定する区域計画の認定を受けられなかった場合には、事業者の決定を取り消します。
- ◆上記のほか、本市が不適切と認めた場合。

(4) 審査項目

部門	項目	内 容		書類配点	ヒアリング配点
保育サービス関係	基本運営方針等	児童福祉の視点・公共性・公益性を持ち、社会的使命を担っている事業者であること	保育所運営の基礎となる運営方針、これまでの実績について、評価・審査を行います。	30	40
	保育理念等		保育所保育指針の理解と保育計画等作成時の考え方について、評価・審査を行います。	20	40
	保育内容	子どもの未来の発育・育ちを重視し、子どもの視点に立った優良な保育を実施しており、市の保育理念も理解していること	保育の質の向上に向けての取り組み（研修体制、職員間の連携体制、保育の評価体制）、児童に対する保健衛生や食に関すること（食育、食物アレルギー対応）及び豊中市人権保育基本方針に基づく人権保育等（同和保育・障害児保育・男女共同参画保育・多文化共生保育・児童虐待・DV）、地域交流事業について、評価・審査を行います。	75	40
	対応能力	安定した運営を実施していくための対応能力を有していること	保護者対応の姿勢、苦情解決体制や保育所の安全管理体制等（事故防止策、施設管理、防災防犯対策）について、評価・審査を行います。	30	40
	運営計画	保育所の開所に向けての準備、適切な施設計画であること	保育所開所に向けての近隣住民への対応、保育環境を向上することができる施設となっているか、公園内の立地を活かした事業展開について、評価・審査を行います。	25	40
	労務関係	日々の保育を充実するために、職員の安定雇用を考慮した労働環境の確保等がされていること	労働関係法規を遵守した運営、適切な職員配置、昇格・昇給体制、スキルアップ体制等について、評価・審査を行います。	良・可・不可	—
財務関係	運営にあたっての安定性・継続性が担保されていること	子どもや保護者が安心して保育サービスを楽しみ続けることができるかどうかの視点にたち、事業者の財務状況等について、評価・審査を行います。	良・可・不可	—	

※選定委員会において、本審査項目のうち一定の基準を満たしている事業者が選定の対象となります。

9. 事業者選定から保育所開設までの主なスケジュール

期 間	事業者	豊中市
平成28年 3月中旬 ～ 4月下旬	応募書類提出	※締切日 <u>平成28年4月28日(木)</u> <u>17:00まで</u> ※電話予約のうえ、当課まで持参ください。 <u>郵送・FAX・E-mailでの提出不可。</u>
5月上旬 ～ 5月下旬(予定)	書類審査・ ヒアリング審査期間	事業者選定 事業者決定
6月上旬 ～	<<7月頃予定>> ①国家戦略特別区域会議(区域計画の策定) ②国土交通大臣の同意 ③諮問会議(内閣総理大臣の認定)	
	<<9月>> ④豊中市都市公園条例等の改正 ⑤公園占用許可申請	
	<<10月頃予定>> ⑥建築関係申請、整備等補助金申請 ※社会福祉法人が選定された場合は、社会福祉法人等設立認可専門分科会への諮問が必要。 ⑦整備等補助金交付決定 ⑧入札(工事) ⑨整備着工 ⑩工事完了(最終検査等) ※開園1か月前	
平成29年 4月1日 ～ 10月1日	保育所開設	

※国家戦略特別区域会議等の開催時期によっては、上記のスケジュールが変更になる可能性があります。

10. 応募手続き

(1) 応募書類の提出について

ア 提出方法

- ◆ホームページに掲載している応募書類を作成し、受付窓口(担当窓口)へご提出ください。
注) 応募書類については、窓口での配布はしておりませんので、ご注意ください。
- ◆提出部数は、正本1部、副本8部(コピー可)とします。(提出時は「豊中市保育所の設置・運営者募集要項の提出書類一覧」の順番に並べ、インデックスを付け、フラットファイルに綴じて提出してください。)
- ◆所定の様式以外は、原則としてA4(縦)での提出をお願いします。(図面はA3とします)
- ◆応募書類は事前にこども政策課認可指導係までご連絡のうえ提出してください。(郵送不可)

イ 受付窓口（担当窓口）

豊中市こども未来部こども政策課 認可指導係

豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所第二庁舎3階）

TEL：06-6858-2452、2360 FAX：06-6854-9533

E-mail：ninka-shidou@city.toyonaka.osaka.jp

ウ 申込期間

平成28年（2016年）3月18日（金）から4月28日（木）まで

申込受付時間

午前9時から午後5時まで

（2）公募に関する質問の受付・回答

本募集要項等の内容に関する質問は、下記の方法により提出されたもののみ受け付けるものとします。

ア 質問および回答

◆豊中市ホームページに掲載している質問書に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにて質問してください。

◆回答については、随時、豊中市ホームページ上で行います。

◆質問受付期間以降のご質問はご遠慮ください。

イ 質問受付期間

平成28年（2016年）3月18日（金）から3月31日（木）まで

ウ 質問に対する最終回答日

平成28年（2016年）4月1日（金）（都合により日程が変更する場合があります。）

1 1. 提出書類一覧

項目	内容	様式	
1	①公募申込書	法人印鑑登録証明書を添付	様式1
	②事業者の概要	◆役員状況、資産・負債の状況、法人経歴、他の経営施設の状況	様式2
		◆代表者及び施設長の履歴	様式3
		◆現在運営している施設又は事業に関する資料 （パンフレット等、概要がわかるもの）	別紙
	③法人理事会議事録等の写し	本公募への応募、贈与等につき、法人として意思決定していることが確認できるもの	様式自由
④法人登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）	応募申込日前3か月以内に発行されたもの	原本	
⑤定款又は寄附行為	最新のもの	原本写し	
2	保育（設置）計画書	保育所設置にかかる計画	様式4-1
3	各室面積表	保育所各室の面積	様式4-2
4	①整備スケジュール	開設までの日程表	様式自由
	②基本計画図面等	①位置図 ②配置図 ③平面図 ④施設の状況 ⑤立面図	様式自由
5	①基本運営方針等	≪運営方針等説明書≫ （1）応募した目的・動機 （2）事業者の児童福祉や地域福祉の関わり	様式5-1 ~ 5-14

	<p>①実績内容</p> <p>②事業者における保育実績の今後の活用</p> <p>(3) 保育理念・事業方針等</p> <p>(4) 年間保育計画・指導計画策定</p> <p>(5) 保育の質の向上のための方策</p> <p>①研修等の保証</p> <p>②職員間の共有・連携</p> <p>③職員の士気高揚策</p> <p>④自己評価及び外部評価と改善策等</p> <p>(6) 子どもの健康状態を把握するための方策</p> <p>①保健衛生</p> <p>②食育</p> <p>③食物アレルギー対応等</p> <p>④家族等への啓発等</p> <p>(7) 地域貢献の方策（地域交流事業）</p> <p>①地域との連携</p> <p>②地域子育て支援</p> <p>③地域交流事業（事業提案）</p> <p>(8) 人権保育の考え方</p> <p>同和保育、障害児保育、男女共同参画保育、 多文化共生保育、児童虐待・DV</p> <p>(9) 保護者対応・苦情解決・システム等</p> <p>①保護者対応の視点</p> <p>②家庭支援</p> <p>③苦情解決</p> <p>④個人情報の保護</p> <p>(10) 安全管理策や安全確保のための具体策</p> <p>①安全保育</p> <p>②施設の管理</p> <p>③防災・防犯</p> <p>(11) 開設準備計画・職員の確保策・研修等</p> <p>①開設準備体制等</p> <p>(12) 開設施設計画等について</p> <p>①保育所設備の理解 保育環境の向上策</p> <p>②公園内の立地を活かした事業展開</p> <p>(13) 労働関係法規の遵守状況・職員採用・配置計画</p> <p>①労務関係法規の遵守の状況</p> <p>②職員配置の考え方</p> <p>③昇格・昇給制度、勤務体制、研修の確保等</p> <p>(14) 経営の安心・安全性、応募事業の収支・資金計画</p> <p>①保育所運営の考え方や他事業への影響</p>	<p>様式 5-1 ～ 5-14</p>
--	--	------------------------------

		②適切な収支計画及び自己資金手当ての状況	
	②従事職員計画（開設後）（採用・雇用方法を含む）	◆資格、経験（採用資格、実務経験について） ◆雇用形態（常勤職員とその他職員について） ◆研修体制（採用時、従事後）	様式自由
		◆配置人員（勤務形態一覧表）（シフト表）	様式6
	③労働基準法等の規定に関する書類 ※現在運営する施設等に関する右記の書類	◆就業規則（労働基準監督署受付印のある事業主控） ※賃金等の別規定も含めて提出のこと	様式自由
		◆時間外労働・休日労働に関する協定届（労働基準監督署受付印のある事業主控） ◆平成26年度労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控） ◆健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（一部）※全員分は不要	法定様式
6	①資金計画	◆施設整備費の事業別収支一覧表※	様式7
		◆収支シミュレーション※ （借入金元金の返済が終了するまでの期間について作成すること。）	様式8
		◆収支シミュレーション（人件費内訳）	様式9
		◆借入金返済計画	様式10
		◆その他、人件費試算等の資料	様式自由
		※社会福祉法人は、施設整備費の事業別収支一覧表と収支シミュレーションに代えて事業活動収支計算書と資金収支計算書を提出のこと。（計算書の期間は、借入金元金の返済が終了するまでの期間について作成すること。）	標準様式
	②決算書等	◆直近3年間の決算書類（平成24年～26年度） ◆法人税及び法人市民税について、滞納のないことの証明書（前3事業年度分） ◆預金残高証明書（自己資金分について、応募申込日前1か月以内に発行されたもの） ◆借入残高に関する法人の申出書（借入残高がある場合は、応募申込日前1か月以内に発行された残高証明書を添付） ◆代表者の所得税及び市（府）民税について、滞納のないことの証明書（前3年分）	様式自由
7	その他	◆誓約書（事業者用）	様式11

提出先 豊中市こども未来部こども政策課 認可指導係 あて

平成27年度豊中市民間保育所設置・運営者募集要項募集【国家戦略特別区域法を活用した都市公園における保育施設の整備】(ふれあい緑地3-2街区)に関する質問

送信年月日		平成 年 月 日
送信元(事業者名)		
法人担当者		
連絡先	電話	
	FAX	
質問内容		

※質問に対する回答につきまして、原則、個別には行いません。同種の質問と合せてホームページ上でご回答します。

※質問に関しては、できるだけ簡潔にご記入ください。